

# 平成24検査事務年度検査基本方針について



金融庁検査局総務課 課長補佐

伊藤 公祐

金融庁では、毎検査事務年度当初に、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証事項等を明確化するため、検査基本方針を策定・公表することとしている。

以下においては、平成24年8月28日に公表した平成24検査事務年度検査基本方針の概要を紹介する。なお、本稿で意見に係る部分は、筆者の個人的見解であることをお断りする。

## ■ I. はじめに

我が国経済は、依然として厳しい状況にあり、また、欧州債務問題を巡る不確実性が依然として高い中で、世界景気に減速感が広が

### 〈目次〉

- I. はじめに
- II. 基本的な取組姿勢
- III. 検査重点事項
- IV. 各種検査の基本的枠組み

っており、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

こうした中で、金融機関には、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うことや、金融機関自身についても成長産業として経済をリードすることが求められている。

こうした状況を踏まえ、本検査事務年度の金融検査に当たっても、各金融機関において、資金需要者への適切・円滑な資金供給や利用者への良質な金融商品・サービス提供という役割を果たす態勢が整備されているかを検証するとともに、そうした役割を果たすことができるだけの健全な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているかについて、検証することを基本とする。

## ■ II. 基本的な取組姿勢

一層深度ある検査の実施に努めるとともに、ベター・レギュレーションの一層の進化

等を図る観点から、①検査の質的向上（金融機関の直面するリスクが多様化・複雑化していること等を踏まえ、当局における検証能力の更なる向上を図る。）及び情報発信力の強化等、②日本銀行や海外当局、自主規制機関等の関係機関との連携強化、③当局と金融機関の監査役・監査委員や外部監査人との連携強化、④金融検査における金融機関の負担軽減、⑤震災復興への対応及び節電対応に取り組むこととする。

### ■ Ⅲ. 検査重点事項

#### 1. 経営管理態勢の整備

##### (1) 適切な経営管理

金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営陣が責任をもって、適切な経営管理態勢の構築に取り組むことが重要である。

このため、経営陣との率直な対話はもとより、必要に応じて実地調査や外部監査人等との意見交換を通じ、適切に経営管理態勢が整備されているか、について、重点的に検証する。

##### (2) 金融持株会社等のグループ経営管理・リスク管理

近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社の子会

社等に対するグループ経営管理機能が十分に発揮されているか、等について、金融グループの規模・特性やグループ内で金融持株会社に求められる役割等を踏まえて、重点的に検証する。

また、多くの大手金融グループにおいて、アジアをはじめとする海外店舗網の拡大等を活発化させている状況を踏まえ、グループ全体を通じたグローバルな経営管理態勢・リスク管理態勢が整備されているか、等について、金融グループの海外における規模・特性を踏まえて、重点的に検証する。

##### (3) 業務継続体制

近年、金融機関が抱えるリスクが多様化・複雑化している中、大規模な自然災害やシステム障害等、従来の想定範囲に必ずしも収まらない事象が発生している。

こうした状況を踏まえ、経営陣の責任において、危機発生時に、金融機関として必要最低限の業務の継続が確保できるよう、主要なリスクを十分に想定した業務継続体制が整備されているか、等について、重点的に検証する。

#### 2. 金融円滑化の一層の推進

中小企業金融円滑化法の期限が、平成25年3月末まで1年間に限り再延長された中で、平成24年4月には、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援を推進するため、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ

ジ」が取りまとめられている。

当該政策パッケージ等を踏まえ、

- ・中小企業に対して、経営改善や事業再生等の可能性を適切に見極め、最大限の支援を適切に行うための態勢が整備されているか、
- ・中小企業の経営改善や事業再生等に当たり、外部専門家、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会等との円滑かつ適切な連携を行う態勢が整備されているか、
- ・「資本金借入金」や「ABL（動産・売掛債権担保融資）」等の多様な金融手法を積極的に活用して、顧客ニーズに応える態勢が整備されているか、

等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

また、金融機関においては、適切なりスク管理をベースとしつつ、金融仲介機能の発揮等を適切に行うことが求められている。このため、中小企業向け融資及び住宅ローンについて、新規融資や条件変更等の相談・申込みがあった場合に、顧客説明等を含めて適切な対応を行う態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

### 3. 法令等遵守態勢の整備

#### (1) 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止

昨今、国・地方公共団体レベルで暴力団排除活動の充実・強化が図られつつある。

こうした中、金融機関が国民の信頼を維持

し、業務の適切性・健全性を確保するためには、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する必要がある、そのための実効性のある態勢が整備されているか、等について、それぞれの営業地域における状況等も踏まえつつ、重点的に検証する。

また、金融機関においては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されることを未然に防止することの重要性が一層増してきていることを踏まえて、平成25年4月に施行予定の改正犯収法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に対応するための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

更に、反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に対して、金融機関が組織的に取り組むため、関係部門間での横断的な協力態勢や、情報を共有する態勢が整備されているか、等についても、重点的に検証する。

#### (2) 金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応

昨今、金融市場における不公正取引等が相次いで発生している。金融機関の役職員によるインサイダー取引や、国際的に批判の目が向けられているLIBORの不正操作問題をはじめとする不公正取引等は、金融機関への国民の信頼や市場の透明性・公平性を傷つけかねない重大な問題である。このため、

・不公正取引等の防止に向けて、適切な情報

---

管理や業務の適切性の確保に係る内部管理態勢やコンプライアンス態勢が整備されているか、

- ・特に、有価証券等の売買等に当たり、必要かつ十分な管理・審査態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

(3) 不適切な新規業務等の防止に向けた対応  
金融機関が行う新規業務等の適法性等に関して、事前に検討を行う態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

(4) ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等

ホールセール業務は、リテール業務と比べ、1件当たりの取扱金額が多額に上るほか、顧客のニーズに個別に対応し、定型化されていない複雑な商品・サービスを組成する場合も多いため、リーガルリスクの管理等が極めて重要である。

こうした状況を踏まえ、

- ・顧客との取引等を行う前に、必要に応じ、適切にリーガル・チェック等を行う態勢が整備されているか、
  - ・ホールセール業務を通じて取得した法人関係情報等に係る内部管理態勢やコンプライアンス態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

#### 4. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性の向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する重要な取組みである。

このため、金融機関において、顧客情報に係る管理の徹底、適正かつ安全な金融取引の確保、金融ADR制度への対応を含めた相談・苦情等への積極的な対応、顧客に対する適切な説明を行うための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

#### 5. リスク管理態勢の整備

##### (1) 統合的リスク管理

金融技術が進展し、金融機関間の取引が高度に複雑化する中で、金融機関においては、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクを、確実に捕捉し、管理することが求められている。また、欧州債務問題が長期化し、世界的に景気の下振れリスクが高まる中、金融・資本市場等におけるストレス事象に伴い、リスクが連鎖的に増幅・伝播することを念頭に置いて、統合的なリスク管理態勢の整備を図る必要がある。

このため、

- ・金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的リスク管理態勢が整備されているか、
- ・統合的なリスク計測手法やその前提条件等について、継続的な検証により、その妥当

性を随時分析し、必要に応じて見直しを行う態勢が整備されているか、

- ・厳格なストレステスト（例えば、急激な金利上昇、円高、株安等の複数事象が同時に発生するケース）等を実施し、ストレステスト等の結果や分析内容が経営の中で活用されているか、
- 等について、重点的に検証する。

## (2) 信用リスク等管理

法人等融資においては、

- ・大口与信先等に対する適切な審査・与信管理態勢や、特定の企業グループや業種等に対する信用集中リスクの適切な管理態勢が整備されているか、
  - ・債務者の的確な予兆管理に努め、リスク情報を適時適切に信用格付に反映する態勢が整備されているか、また、債務者の実態把握に当たり、非上場大会社の外部監査人の設置の有無や期中における外部監査人の変更等、債務者の外部監査の状況についても確認する態勢の整備に努めているか、
- 等について、重点的に検証する。

住宅ローンにおいては、低金利環境が長期化し、金融機関間の競争が高まりを見せている中、延滞状況等の管理だけでなく、金利リスクや繰上返済の発生状況のほか、与信時から一定期間経過後にデフォルト発生がピークに達する特性等を勘案しつつ、リスク管理を行う態勢が整備されているか、等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

的に検証する。

## (3) 市場リスク管理

昨今の金融・資本市場の動向等に鑑み、

- ・リスク枠や損失限度枠等の管理を実効的に行う態勢が整備されているか、
  - ・多様なリスクを内包する金融商品や債券・株式等について、リスクを総合的に勘案した管理態勢が整備されているか、
  - ・市場の変動が保有する資産・負債に与える金利リスクや、市場での流動性が枯渇することにより保有する資産が市場で容易に売却できなくなるリスク等を的確に把握する態勢が整備されているか、
- 等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

## (4) 流動性リスク管理

先般の世界的な金融危機においては、外国金融機関が資金流動性の面で困難に直面し、我が国金融機関も海外業務等において、外貨流動性の確保が問題となる事例が見受けられた。

このため、海外に拠点を持つ我が国金融機関や在日拠点を有する外国銀行等において、流動性リスクをグローバルベースで適切に管理する態勢が整備されているか、等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

その際、グループ内の各社にまたがる流動性管理（国境をまたいだ本支店間の流動性管

理を含む。)や外貨流動性管理の適切性、必要な流動性資産の保有状況についても着目する。

#### (5) システムリスク管理

昨年に実施したシステムリスクに関する総点検の結果を踏まえて、平成24年6月に金融検査マニュアルを改定し、適切なシステムリスク管理態勢の整備に向けた検査上の着眼点を掲げたところである。

当該着眼点等に基づき、

- ・経営陣は、システム障害の未然防止や障害発生時の迅速な復旧対応を含むシステムリスク管理を重視しているか、
  - ・外部環境の変化を踏まえつつ、システムの処理能力等に関するリスクが認識・評価され、システムの十分性が確保されているか、
  - ・システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

なお、本検査基本方針では、業務の拡大やシステムの更改・統合等への対応、システムの外部委託等に係る管理に関しても、検査重点事項を掲げているところである。

#### (6) 信託業務に係るリスク管理等

昨今の年金基金からの受託を巡る問題事例の発生を受け、年金基金等の委託者からの資産の管理・運用においては、委託者と締結した信託契約や、信託財産運用に関する運用ガイドラインの遵守をはじめ、善管注意義務や

忠実義務等の履行を確保し、信託財産を適切に管理・運用する態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

また、信託業務については、その根幹に関わる業務を含め、多くの業務が外部委託されている事例が見られることを踏まえ、

- ・業務の外部委託を行うに際し、外部委託に伴い生じるオペレーショナル・リスク等について、当該業務の特性や重要度等を踏まえつつ、適切に評価・管理する態勢が整備されているか、
  - ・外部委託先に対して、定期的に又は必要に応じて随時にモニタリングする態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

#### (7) 保険業務に係るリスク管理

欧州債務問題をはじめとする世界経済の変調や、国内外における大規模な自然災害の発生など、取り巻くリスクが多様化・複雑化してきていること等を踏まえ、

- ・経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが進められているか、
  - ・海外拠点を含めた集積リスクの管理等、保険引受リスクが適切に管理されているか、
  - ・資産運用業務に当たり、適切なリスク管理態勢が整備されているか、
- 等について、保険会社の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

---

## ■ IV. 各種検査の基本的枠組み

本検査事務年度においても引き続き、各業態等に係る検査の基本的枠組みを記載している。

新たな内容としては、政策金融機関や農業協同組合等に係る記載を追加したほか、

・地域金融機関について、海外への業務展開

を図る先に対しては、海外拠点の業務の管理態勢の整備状況等について検証を行うこと、

・保険会社等について、検査体制を拡充・強化の上、検査周期の短縮に努力し、また、平成24年4月から試行を開始した保険検査評定制度の定着を図ること、  
等を掲げている。

